

ペアレンタルコントロールの理解に向けた学校の取り組み

－研究会でのワークショップにおける成果より－

原 克彦（目白大学）

概要：学校が中心となって情報モラル教育を推進してきたが、その中で保護者の理解と協力が必要であることが課題となっている。一方で、子どもが扱う多くの情報通信端末には、保護者が設定することで子どもの利用を制限することが可能なペアレンタルコントロールが施されている。しかし、保護者の多くが理解せずに放置した状態や、認知しながら放置するなどの問題も明らかになっている。本稿では、保護者の理解を促進し、家庭での情報モラル指導の向上に向け、現時点でのペアレンタルコントロールの内容の整理と学校の取り組みについて提案する。

キーワード：情報モラル教育、ペアレンタルコントロール、保護者、情報通信機器

1 はじめに

隔月に関西と関東で開催している「情報教育を考える会（通称はら研）」では、2009年からゲーム機における「ペアレンタルコントロール（保護者による機能制限の設定）」について取り上げ、その内容や実際の設定に関する保護者への周知の方法などについての取り組みを進めてきた。参加者間での知識の共有だけでなく、勤務先や自身の家庭での実践などを通して、その必要性の検証や普及を図ってきたが、残念ながらその成果は芳しくない。

他方、ペアレンタルコントロールに関する調査研究もいくつか行われ、保護者や社会への理解の必要性についても提唱されている。佐藤ら(2010)が行った保護者に対する「幼児のインターネットとゲーム利用におけるペアレンタルコントロールに関する調査研究」では、フィルタリングをペアレンタルコントロールのひとつとして取り上げ、その利用が進んでいないことなどを明記している。また、大谷ら(2012)は、ゲームのフィルタリングやペアレンタルコントロールに関し、その認知度や利用、機能設定の状況について著しく低いことを指摘している。特に、ゲーム機におけるペアレンタルコントロー

ル機能の利用調査の結果の中で、保護者自身が「利用している」4.7%に対して、「利用していない」70.4%、「分からない」25.3%と低い利用率であることを報告している。これは筆者自身がこれまで挙手による保護者への実態調査結果（「ゲーム機のペアレンタルコントロールを知らない」95%、n=85）と比較しても近い値になっている。

しかし、ゲーム機だけでなく、子どもたちが接する可能性のあるパソコンやインターネットテレビ、携帯電話、デジタル音楽プレーヤーなどにペアレンタルコントロールの設定が組み込まれ、保護者への理解と事前設定が求められるようになってきている。また、2009年4月に制定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（略称：青少年インターネット環境整備法）」では、青少年の保護者に対する責務としてのフィルタリングをはじめ、青少年に対するインターネットの安全な利用のための環境の整備と監督等が求めている。

これらのことを鑑み、ペアレンタルコントロールを保護者が正しく理解し、子どもが安全に利用できる環境を保護者自身が構築できるよう

な仕組みを提供することが必要だと考える。本稿の中でペアレンタルコントロールの内容理解のための取り組み内容と成果の一部を紹介し、学校での取り組みの提案を行うことで、保護者への理解促進の一助になれば幸いである。

2 多様なペアレンタルコントロール

前述の研究会において、2012年7月から3回にわたってペアレンタルコントロールに関するワークショップを開催した。そこで明らかになってきたのは、ゲーム機や携帯電話、パソコンだけでなく冷蔵庫や洗濯機、テレビ、ステレオ、エアコン、電子レンジ、炊飯器、体重計、血圧計、電子辞書などの製品の中にもインターネットに接続可能な機器があり、ペアレンタルコントロールが必要なものが存在する点である。

例えば、インターネットテレビやデジタル音楽プレーヤーの中には、インターネットへの接続制限やデジタル放送接続制限、ブラウザ利用制限、コンテンツ制限などが含まれているものがあつた。これらは、子どもたちが利用する場合、保護者が事前に利用制限を設定し、子どもが安全に活用できるようにする旨の記述が取り扱い説明書等に記されている。一方で、青少年が利用することを前提にしている機器の中に、インターネットに接続してクレジットカードなどでコンテンツを購入する仕組みが提供されているにもかかわらず、保護者による制限設定が配慮されていない機器もある（調査時現在）。

パソコンやゲーム機、携帯電話などについては、これまでのワークショップで検討してきたが、今回の調査で加えた機器に共通している設定項目も多い。いずれにしても、開発・製造者は、これらの製品をインターネットに接続することで発生する子どもたちへの影響を考え、それらを未然に防ぐ方法を取り扱い説明書などで説明しているものが増えている。

次に、すでに市販されている様々な機器について、ペアレンタルコントロールの項目を調査した内容を記す。

(1) 調査対象機器類等

調査の対象とした機器類は次のとおりである。

- コンピュータOS
(WindowsVista、Windows7、MacOSX)
- ゲーム機
(Wii、DSi、3DS、PSP2000、PSP3000等)
- 携帯電話・スマートフォン
(iOS、アンドロイド系)
- タブレット型情報端末
(iOS、アンドロイド、Windows系)
- インターネットテレビ端末
(SharpAQUOS、AppleTV等)
- デジタル音楽プレーヤー
(iOS、アンドロイド系)

(2) 調査方法

調査は、2012年8月4日(関東)、同8月18日(関西)、同9月22日(関東)に延べ57名でワークショップ形式で次のように調査を実施した。

- 実機を用いた設定の記録
- マニュアルを利用しながらの設定の記録
- マニュアルのみでの設定項目の抽出
- Webで提供されているマニュアル調査

(3) 調査結果

ペアレンタルコントロールの項目例

- インターネット接続・利用制限
- Webサイトに対するフィルタリング設定
- プロキシサーバ設定
- Webブラウザの使用制限
- 機器やソフト類の時間制限
- ゲームに関する年齢制限(レーティング)
- ゲームに関するコンテンツ制限
- アプリやプログラム類のダウンロード
- アプリやプログラム類の導入・削除・起動等に関する制限
- 付属しているカメラ等の利用制限
- ビデオコンテンツの内容制限
- 不適切な歌詞を含む音楽類の利用制限
- 不適切な言葉の使用制限
- 不適切な表現や描写を含む図書類の制限
- テレビ番組の視聴制限

- ・デジタル放送接続制限
- ・クレジットやプリペイドカード等によるインターネット購入の利用制限
- ・ビデオなどのレンタル制限
- ・ポイントの利用制限
- ・写真データやユーザーが作成したコンテンツ類等の送受信制限

3 保護者による設定の困難さ

これらの制限機能については、多くの場合、画面等に表示される項目に対してその内容を保護者が選択して設定するようになっている。また、保護者がパスワードなどを管理することで、子どもが勝手に設定内容を解除できないような仕組みになっている。中には、保護者が子ども用のアカウントを作成し、そのアカウントに対して機能制限を施すことが必要なものもある。

一方、ペアレンタルコントロールの項目例でもわかるように、設定の項目が多様なため、その内容を理解するための保護者の努力が必要になってくるものも少なくない。さらには、大谷ら(2012)の調査の自由記述に「家庭でも教えてつもりでも正直親自身もわかっていない部分も多いです。」とあるように、その内容に含まれる用語への不慣れや難しさもあり、設定が進んでいないという現状がある。

このように、機器によってその内容や設定方法が様々であり、設定時のユーザーへの負担も

異なるが、保護者が正しく理解し、子どもたちの利用前に設定を施す必要があるものとなっている。そこで、このことを保護者にどのように説明し周知徹底するかという課題と同時に、子どもたちにその必要性の理解と保護者が事前に設定してから利用するという習慣をどのように身につけるかということを解決する必要がある。

4. 学校と保護者の連携と分担

情報モラル教育のねらいには、情報社会の特性の理解を深めながら児童生徒が自分自身で的確に判断する力を育成するとともに、生活の中で出遭う可能性のある危険から身を守る知恵を与えることが含まれている。この2つのねらいを確実に進めていくためには、情報モラル教育を発達の段階に応じて体系的に実施し、学校だけでなく家庭や地域との連携も必要になってくることは言うまでもない。

近年、学校では道徳を中心とした各教科の中で、考える活動を中心として情報モラルに関する判断力や態度を指導し、学校の現状を踏まえた緊急回避的な安全指導を行っている。一方、家庭では、日常的な情報機器に関する安全対策と指導を担い、常に連絡を取りながら推進する等の協力が望まれる。

ここで調査したペアレンタルコントロールは、フィルタリング等と組み合わせ、適切に設定(表)すれば、事件や事故を防げる可能性が高

表 子どもが使う情報機器への安全設定の例

設定項目 機種	提供店側のフィルタリング	インターネット アクセス制限	ペアレンタルコントロール	安全・安心 アプリの設定	ウイルス対策 ソフトの設定
携帯電話	○	○	△	—	△
スマートフォン	○	○	△	○	○
携帯ゲーム機	○	○	○	—	—
家庭用ゲーム機	○	○	○	—	—
パソコン	○	○	○	—	○
タブレットPC	○	○	△	—	△
インターネットテレビ	○	○	△	—	—

○：保護者が必ず設定すること △：設定できない機種があるが設定が望ましい —設定機能がない

くなる。子どもたちが携帯電話やパソコンなどを通じてインターネット上のトラブルに巻き込まれる事例の多くは、このような通信サービスの仕組みを保護者だけでなく教員を含めた大人が十分に理解し、正しく設定をして子どもたちに安全な環境を提供し、利用させることで防ぐことができる。

このように、学校での情報モラルの指導に加え、保護者が、守るべきルールやマナー、保護者が危険から子どもの身を守るための注意事項などを伝えることが必要である。その中で、ペアレンタルコントロールなどの仕組みを理解し、事前にそれらに対応する知恵と技術を身につけることで設定を正しく実施することで、子どもを危険から守るための保護者の責務のひとつが果たせると考える。

5. 周知のための課題と学校の取り組み

しかし、家庭における保護者の協力を得るには、保護者への直接の通知文や連絡だけでなく、児童生徒を通して正しい考え方や対応方法などを家庭に伝えることも必要である。内閣府の調査(2011)によると、フィルタリングの学習機会の54%が学校からの資料、53%が学校の保護者会となっており、3番目に多いテレビや本からの学習37%に比べても、学校から家庭への啓蒙が大きな影響を与えていることがうかがえる。

家庭に対する調査などによる実態を踏まえた学校からの分かりやすい資料や説明を通して保護者の理解を促進し、協力を得ることが必要であることは言うまでもない。しかし、ペアレンタルコントロールの必要性や設定方法を伝える家庭や教員への資料は、機器に添付されているマニュアル類を含めほとんど見当たらない。今後は、これらの整備が一つの課題となる。

一方、児童生徒に対しては、「子どもの安全はだれが確保するのか」「みんなが安全に使うにはどうすればいいか」「ペアレンタル

コントロールとは何か」「保護者とどんなルールを決めるのか」などについて、自ら考えるとともに、保護者に説明し、設定と一緒に考え、自分を守るようお願いできるような態度を身につけさせたい。保護者の関心を高め注意を促すこのような啓蒙方法も必要と考えている。

学校でのこのような取り組みの積み重ねにより、児童生徒の情報モラルの向上と家庭での関心を高めるきっかけとしてほしい。それが、家庭での情報活用場面で保護者と子どもが話し合い正しく判断できる力の育成になると考える。そのためのステップとして、

- ① 教員のペアレンタルコントロールやフィルタリングなどについての正しい理解
- ② 学校側の考え方と設定基準の策定
- ③ 学校全体での系統的な指導
- ④ 児童生徒・保護者の実態の把握
- ⑤ 児童生徒への分かりやすい教材の開発
- ⑥ 保護者への分かりやすい資料の開発と配布

などが必要である。

※本報告は、研究会におけるワークショップでの成果をもとに作成し、進行中の内容を含んでいる。

6 参考・引用文献

斎藤長行・新垣円・坂元昂(2010)「幼児のインターネットとゲーム利用におけるペアレンタルコントロールに関する調査研究」情報処理学会研究報告

大谷良光・浅田豊・加賀谷悠(2012)「小・中学生のゲーム機によるネット利用の実態調査と比較研究:青森県市街地域と農業・漁業地域、全国(内閣府2011年調査)との比較」弘前大学教育学部紀要, 107, 2012, p. 83-94

原克彦(2012)「情報モラル指導における家庭の理解と協力」教育展望, 2012. 10

文部科学省(2010)「教育の情報化に関する手引」2010. 10